

島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年12月21日 島根県条例第70号〕</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>第6章 雑則 (第54条)</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100人以上介護老人保健施設にあつては、1以上</p> <p>(6)・(7) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りで</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者のうち、条例で定める介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 栄養士_____ 入所定員100人以上介護老人保健施設にあつては1以上</p> <p>(6)・(7) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設</u></p>

ない。

5 〔略〕

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は

（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 〔略〕

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は

介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 〔略〕

第4条 〔略〕

(構造設備の基準)

第5条 〔略〕

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 〔略〕

(7) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第31条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(4) 第31条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(7) 〔略〕

(2)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

第6条～第14条 〔略〕

介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士_____ 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士_____により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 〔略〕

第4条 〔略〕

(構造設備の基準)

第5条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア 〔略〕

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(7) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第31条_____に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(4) 第31条_____に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(7) 〔略〕

(2)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

第6条～第14条 〔略〕

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第15条 [略]

2～5 [略]

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) [略]

7 [略]

(施設サービス計画の作成)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 [略]

第17条～第19条 [略]

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第15条 [略]

2～5 [略]

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) [略]

7 [略]

(施設サービス計画の作成)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議_____をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 [略]

第17条～第19条 [略]

[新設]

[新設]

の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第20条～第27条 〔略〕

(運営規程)

第28条 〔略〕

(1)～(6) 〔略〕

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第29条 〔略〕

2 〔略〕

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

第20条～第27条 〔略〕

(運営規程)

第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1)～(6) 〔略〕

〔新設〕

(7) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第29条 〔略〕

2 〔略〕

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____

〔新設〕

〔新設〕

期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条 〔略〕

(非常災害対策)

第31条 〔略〕

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第32条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 〔略〕

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 〔略〕

第33条 〔略〕

(掲示)

第34条 〔略〕

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条～第38条 〔略〕

第30条 〔略〕

(非常災害対策)

第31条 〔略〕

〔新設〕

(衛生管理等)

第32条 〔略〕

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____

_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 〔略〕

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____

_____を定期的実施すること。

(4) 〔略〕

第33条 〔略〕

(掲示)

第34条 〔略〕

〔新設〕

第35条～第38条 〔略〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第40条～第42条 [略]

(基本方針)

第43条 [略]

2 [略]

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会 _____ 及び
_____ 及び
従業者に対する研修を定期的に行うこと。

[新設]

2～4 [略]

[新設]

第40条～第42条 [略]

(基本方針)

第43条 [略]

2 [略]

[新設]

[新設]

い。

(条例で定める施設)

第44条 [略]

2・3 [略]

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に掲げるところによる。

(1) [略]

ア [略]

イ [略]

(7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第31条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第53条において準用する第31条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) [略]

(2)～(7) [略]

5 [略]

第45条 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(条例で定める施設)

第44条 [略]

2・3 [略]

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア [略]

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第31条_____に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第53条において準用する第31条_____に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) [略]

(2)～(7) [略]

5 [略]

第45条 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型介護老人保健福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) [略]

9 [略]

第47条～第49条 [略]

(運営規程)

第50条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第52条 [略]

(準用)

第53条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条の3まで、第22条、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5

(2)・(3) [略]

9 [略]

第47条～第49条 [略]

(運営規程)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

[新設]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。_____

[新設]

第52条 [略]

(準用)

第53条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条 _____まで、第22条、第24条から第27条まで _____及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5

章第3節」と、第41条第2項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、第41条第2項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と、第41条第2項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する第37条第2項」と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則 〔略〕

章第3節」と、第41条第2項第2号中「第11条第4項」とあるのは「第53条において準用する第11条第4項」と、第41条第2項第3号中「第12条第2項」とあるのは「第53条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と、第41条第2項第5号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第37条第2項」とあるのは「第53条において準用する第37条第2項」と、第27条第5号及び第41条第2項第7号中「第39条第3項」とあるのは「第53条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第46条第7項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

附 則 〔略〕

